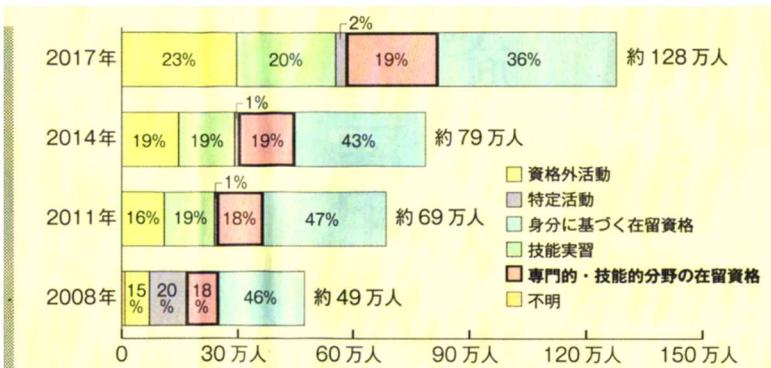


日本における外国人労働者数の推移



※厚生労働省「外国人雇用状況」の届出状況まとめに基づく集計(各年10月末現在の統計)

(注)「専門的・技術的分野」に該当する在留資格には「教授」「医療」(医師、歯科医師、看護師)などがあり、17年9月から「介護」(介護福祉士)が加わった。「技能実習」には同11月に介護分野が加わった。留学生がアルバイトをする場合は「資格外活動」に、EPA(経済連携協定)に基づく介護福祉士候補者、看護師候補者は「特定活動」に該当する。「身分に基づき在留する者」とは日本人の配偶者など。

専門技術 外国人労働者

受け入れ拡大へ

安倍晋三首相は2月20日の経済財政諮問会議で、専門技術を持つ外国人労働者の受け入れ拡大を検討するよう菅義偉官房長官から指示した。従来通り移民政策は採らないこと、在留期間の上限を設定し家族の帯同は認めないことが前提。政府は介護や農業など人手不足の深刻な分野での対応策を今夏にもまとめる。

(福田敏克)

菅官房長官は、「都部では特別養護老人ホームが完成しても部屋の2割が空室で、人手不足が要因となっていれる。介護分野では外国人労働者の問題は待つたなしだ」と話した。民間議員の高橋進・日本総合研究所理事長は「外国人を労働力ではなく人間として受け入れ、日本での生活を支える寄り添った支援体制を強化することが重要だ」と指摘。受け入れ拡大が安い労働力の解禁ではないことを実質的に担保すべきだと語り刺した。内閣官房は23日、首相指示を踏まえ、警察署などの幹部で構成するタスクフォースを発足。受け入れを拡大する業種を判断する考え方や在留管理・支援体制のあり方などの検討を始めた。その検討を踏まえ、改正方針などを6月にに命」の政策パッケージ

策定する経済財政運営の基本指針「骨太の方針」に盛り込む考えだ。介護分野の外国人労働者政策はここ数年、大きく動いている。介護福祉士養成施設を卒業して介護福祉士となり、介護の仕事をする外国人留学生に在籍資格を認める法改正は、2017年9月に施行された。同年4月に養成施設に入学した留学生は前年比2倍となりた。

日本国内の外国人労働者は17年10月末時点

で128万人。08年の49万人と比べ大幅に伸びている。技能実習生が帰国した後に再来日することなどが在留学生に認める条件になる見通しだ。

一方、外人が技能実習制度で日本に滞在得られない。政府はこの点を改める方針を17年12月の「人づくり革